

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する口にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	住所	〒 -	
	(フリガナ)		
	氏名	(印)	
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人) 法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する口にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 -
		法人の名称	
		代表者氏名	(印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり。

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する口にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1 代表者	住所	〒 -	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
2	住所	〒 -	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
3	住所	〒 -	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
4	住所	〒 -	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 2 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 山 田 真 寛

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 16 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 25 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 2 日 午前 9 時 30 分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 16 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所第 14 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 8 年 9 月 2 日午前 9 時から入札期間最終日午後 4 時 30 分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 東大阪市日下町六丁目

地 番 646番60

地 目 宅地

地 積 45.88平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 東大阪市日下町六丁目646番地60

家屋 番号 646番60

種 類 居宅・車庫

構 造 木・鉄筋コンクリート造スレート葺3階建

床 面 積 1階 31.95平方メートル

2階 32.40平方メートル

3階 31.95平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1



物 件 明 細 書

令和 8年 7月14日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 山 田 真 寛

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 東大阪市日下町六丁目

地 番 646番60

地 目 宅地

地 積 45.88平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 東大阪市日下町六丁目646番地60

家屋 番号 646番60

種 類 居宅・車庫

構 造 木・鉄筋コンクリート造スレート葺3階建

床 面 積 1階 31.95平方メートル

2階 32.40平方メートル

3階 31.95平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1



令和7年(ケ)第476号
令和8年5月7日受理
令和 年 月 日提出

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 森 川 友 智

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 東大阪市日下町六丁目

地 番 646番60

地 目 宅地

地 積 45.88平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 東大阪市日下町六丁目646番地60

家屋 番号 646番60

種 類 居宅・車庫

構 造 木・鉄筋コンクリート造スレート葺3階建

床 面 積 1階 31.95平方メートル

2階 32.40平方メートル

3階 31.95平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	大阪府東大阪市日下町6丁目7番48号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者ら ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者ら ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居・車庫として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

(表札等の表示)

- | | | |
|---|---------|----|
| 1 | 表札の表示 | なし |
| 2 | 郵便受けの表示 | なし |

(目的土地の現況について)

- 1 目的土地を適宜概測したところ、形状および地積は概ね地積測量図のとおりであると思われるが、正確には専門家による測量を要する。
- 2 目的土地は目的建物の敷地となっている。
- 3 目的土地の北側接面道路は、建築基準法上の道路である。
- 4 目的土地にあるガスメーターと西側隣地上にあるガスメーターとが互いの土地上に越境していると思われる。

(目的建物の現況について)

- 1 目的建物の形状は、概ね間取略図のとおりであると思われる。
- 2 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- 3 目的建物内には、冷蔵庫、洗濯機、テレビ等の家財道具、日常生活用品等の動産類が存在する。
- 4 目的建物は、全体的に壁紙クロスの剥がれ、汚損、階段床材の損傷、建具の損傷等が複数見受けられ、床面についても所々軋みを感じられたほか、経年相当の劣化、損耗が認められる。

(その他の状況について)

なし

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者A・Bの母	1 本物件の所有者となっているAおよびBはいずれも私の子供です。Bは未成年なので私が保護者となっています。 2 本物件には、AおよびBのほか、私、夫、子供たちが住居として使用し、居住しています。親族なので、AおよびBに対して賃料を支払ったりはしていません。 3 本物件の中で、誰かに貸している部分などはありません。 4 本物件内で、ペットを飼ったことはありません。 5 本物件内で、不具合がある箇所は特にありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

(目的物件の占有関係)

関係人の陳述、回答書、ライフライン調査、立入調査の結果から、目的建物は所有者らが、住居・車庫として使用、占有しているものと認める。

以 上

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年5月8日 9:40 - 9:45	中之島図書館	物件等調査
令和8年5月11日	執行官室	ライフライン調査、照会書送付（所有者ら宛）
令和8年5月12日 12:10 - 12:25	物件所在地	物件および占有調査、照会書交付
令和8年5月14日 12:10 - 12:20	東大阪市役所	道路等調査
令和8年5月15日 13:00 - 13:05	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和8年5月30日 13:40 - 14:15	物件所在地	立入調査（評価人帯同）

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

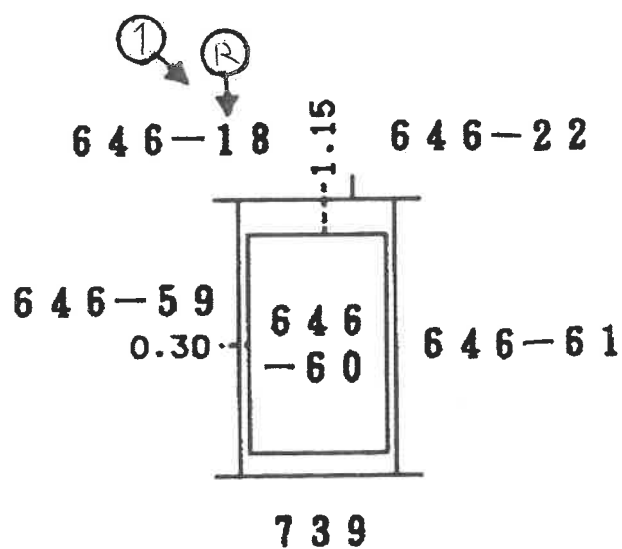
☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

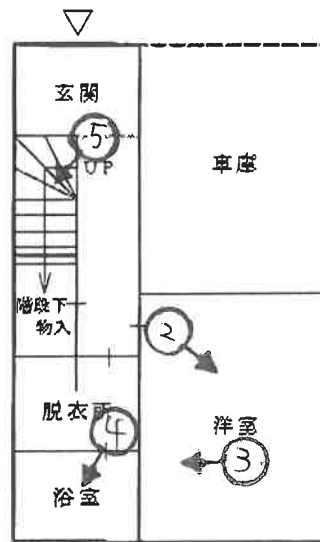
(6 枚目)

土地・建物位置関係図

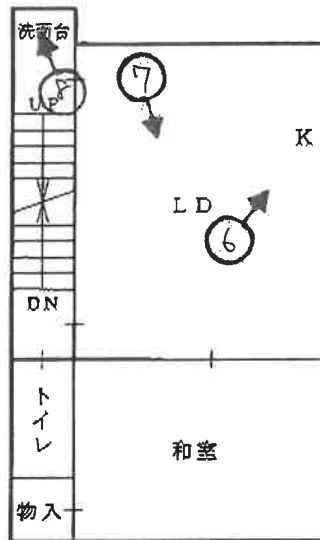
(←○写真撮影位置・方向)



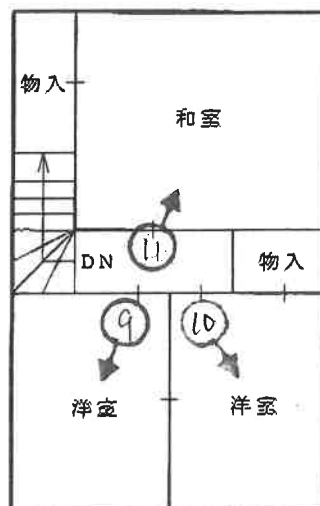
間取図（概略図）
令和7年（ケ）476号



1 階



2 階



3 階

【写真】

①



目的建物

②



(9 枚目)

③ 1階洋室の壁紙剥がれ等の状況



④



⑤ 1階から2階へ上がる階段の状況



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫ 西側隣地との間の状況



令和 7年（ケ）第476号
令和 8年 5月30日 現地調査
令和 8年 6月10日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書

（ 土地付建物 ）

評価人 不動産鑑定士

小 笠 裕 也

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 4,150,000 円	
内 訳 価 格	
物件1	金 1,250,000 円
物件2	金 2,900,000 円

- 1 一括価格は、物件1,2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計額である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評 価 の 条 件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については，ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	同左
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
1	・ 特にない。		
2	・ 特にない。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	近鉄けいはんな線「新石切」駅の北方約1,700m（道路距離） 近鉄バス「孔舎衛小学校前」停留所の南東方約240m（道路距離） （別添位置図 参照）		
付 近 の 状 況	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域。今後，地域に特段の変動要因は無く，当面は現状を維持するものと予測する。		
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都 市 計 画 区 分	市街化区域	
	用 途 地 域	第1種中高層住居専用地域	
	建 ぺ い 率	60 %	
	容 積 率	200 %	
	防 火 規 制	準防火地域	
	そ の 他 規 制	日影規制，立地適正化計画「居住誘導区域」，宅地造成等工事規制区域	
画 地 条 件	規 模	45.88㎡	
	形 状	長方形	
	間 口 ・ 奥 行	間口約5.1m，奥行約9.0m	
	高 低 差 等	道路に対し概ね等高に接面している。	
接面道路の状況	北 側	幅員約5.0m舗装市道（建築基準法第42条1項1号）	
	接 道 状 況	中間画地	
土地の利用状況等	現 況	物件2建物の敷地	
	隣 地 の 状 況	東： 住宅	西： 住宅
南： 住宅		北： 道路	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり	
	ガ ス 配 管	あり	
	下 水 道	あり	
	（注）供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。 「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土 壌 汚 染 等	対象土地は形質変更時要届出区域等には該当せず，対象建物も法令上の有害物質使用特定施設の届出はない。閉鎖登記簿等による確認では，明治時代より複数の個人及び法人間での所有権移転の記載が認められ，平成8年に現建物の敷地となっているが，複数の分合筆履歴があり，詳細は不詳である。また，昭和37年以降の過去の住宅地図による確認では，現在の建物が建築される以前は，周辺地を含め主として住宅等の敷地として使用されていたものと推認される。過去及び現在の利用状況等からは土壌汚染の可能性は低いと判断されるが，土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには，土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。		
特 記 事 項	・ 目的建物と西側隣接建物の壁面に設置されているガスメーターが，相互に越境していると思われる。		

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建 築 年 月 日	平成8年4月10日 新築 （登記記載）
	経 過 年 数	約30年
	経済的残存耐用年数	約5年
仕 様	構 造	木・鉄筋コンクリート造
	屋 根	スレート葺
	外 壁	タイル貼 等
	内 壁	クロス 等
	天 井	クロス 等
	床	フローリング・畳 等
	設 備	電気，給排水設備，ガス 等
	そ の 他	特になし
床面積（現況）	延 96.30㎡	
	増築はなく，登記と現況数量は同じである。	
現 況 用 途 等	階 層	3階建
	現 況 用 途	居宅・車庫
	間 取 り	5LDK＋車庫
品 等	中位	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	(1) 壁紙の汚損及びはく離，床材の破損，はく離等が複数箇所確認された。また，所々床に軋みを感じられた。そのほかは，概ね経年相応の老朽化が進行しているものと思われる。 (2) 設備等についての作動確認は行っていない。 (3) 対象建物について，建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果，アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお，アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 (4) 建築確認（不詳） ただし，平成7年に対象地付近で現況建物と異なる確認申請（長屋申請）履歴が確認できたが，詳細は不明である。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 物件 1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ＝(ア×イ×ウ×エ)
1	92,000	1.00	45.88	0.90	3,799,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

○地価公示 東大阪-20

$$\text{標準価格} \quad 103,000 \text{ 円/㎡} \times \frac{\text{時点修正} \quad 99.6}{100} \times \frac{\text{標準化補正} \quad 100}{101} \times \frac{\text{地域格差} \quad 100}{110} \div \text{標準画地価格} \quad 92,000 \text{ 円/㎡}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 :	接面・方位	規模	形状	高低差	行政	その他	相乗積
	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01
	(西向き)						

◇ 地域格差 :	街路※1	接近※2	環境※3	行政	将来	その他	相乗積
	0.98	1.02	1.10	1.00	1.00	1.00	1.10

※1：街路幅員（▲1），道路種別/私道（▲1）を考慮

※2：駅接近性を考慮

※3：周辺利用状況等を考慮

イ 個別格差 :	接面・方位	規模	形状	高低差	行政	その他	相乗積
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

ウ 地 積 : 登記数量を採用した。

エ 建 付 減 価 : 本件においては-10%が適切と判断した。

(2) 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ＝(ア×イ×ウ)
2 (主である建物)	200,000	96.30	0.13	2,504,000

ウ 現 価 率

経過年数 約30年

経済的残存耐用年数 約5年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 5\text{年} / (\text{経過年数} 30\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 5\text{年}) \} \times (1 - 0.3) \\ &= 0.13 \end{aligned}$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性，室内の状況等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	3,799,000	法定地上権 0.50	1,900,000

(2) 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) [1 (1) オ・1 (2) エ] ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) [2 (1) ウ] イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ= [(ア+イ)×ウ×エ×オ×カ]
1	3,799,000	△1,900,000		0.94	0.70		1,250,000
2	2,504,000	+1,900,000	1.00	0.94	0.70	0	2,900,000
一 括 価 格 (合 計)							4,150,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正率

越境、被越境の可能性 (▲1)、建築確認申請履歴 (▲2)、アスベスト使用可能性リスク (▲3) 等を総合的に勘案のうえ、市場性修正率を上記のとおり判断した。

オ 競売市場修正率

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合は不要である。

第6 参考価格資料

1 地価公示標準地 [東大阪-20]

所 在	大阪府東大阪市日下町3丁目1413番48外「日下町3-3-29」
価 格	103,000 円/㎡
位 置	近鉄けいはんな線 新石切駅の北東方 約1,500m（道路距離）
価 格 時 点	令和8年1月1日
地 積	99 ㎡
供 給 処 理 施 設	ガス, 水道, 下水
接 面 街 路	西側 幅員約4.0m私道 中間画地
用 途 指 定 等	第1種中高層住居専用地域（建ぺい率60%・容積率200%） 準防火地域
地 域 の 概 要	中小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物 件 1	2,694,670 円
物 件 2	2,300,714 円

第7 附属資料

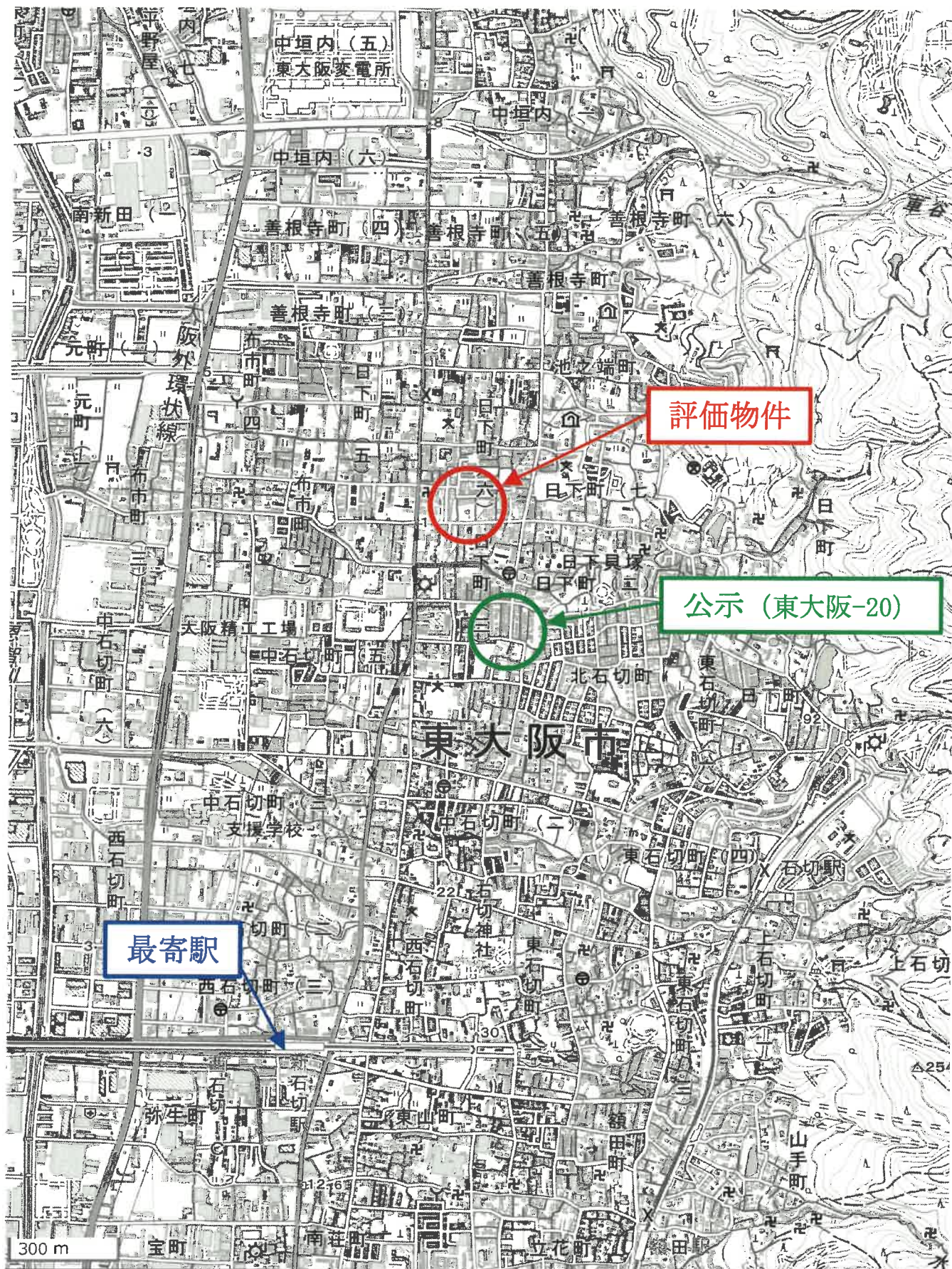
- 1 受命物件の位置図
- 2 公図（写）
- 3 地積測量図（写）
- 4 建物図面・各階平面図（写）
- 5 間取図（概略）

以 上

物 件 目 録

- 1 所 在 東大阪市日下町六丁目
地 番 646番60
地 目 宅地
地 積 45.88平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 東大阪市日下町六丁目646番地60
家屋 番号 646番60
種 類 居宅・車庫
構 造 木・鉄筋コンクリート造スレート葺3階建
床 面 積 1階 31.95平方メートル
2階 32.40平方メートル
3階 31.95平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1





地理院地図
位置図

ヲ 646-98
ワ 646-99
カ 745-3
コ 761-12
ク 761-19
レ 761-9
ソ 道

請求番号：14-1
(2/2)

A4版に縮小

公図（写）

登記年月日：平成7年11月28日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年6月21日 大阪法務局東大阪支局

登記官

請求番号：14-2

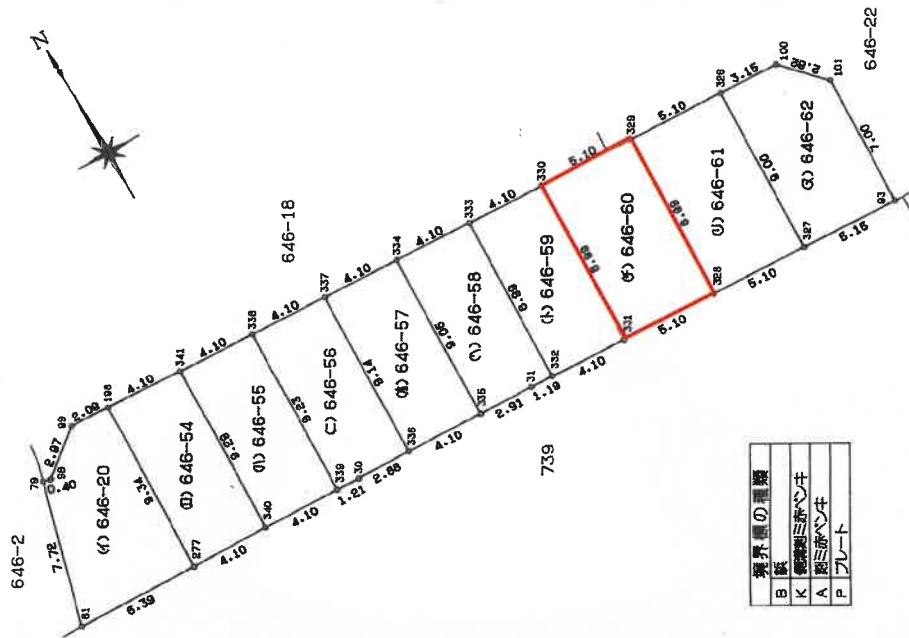
A4版に縮小

地積測量図 (写)

前 646-20 後 新
地 番 646-20-54-62
土地の所在 東大阪市下町6丁目

5053068

地積測量図



境界線の種類	
B	板
K	コンクリート
A	鉄筋コンクリート
P	プレート

座標求積表

地番	NO	種類	X	Y	辺長	面積	
(ウ) 646-20-54-62	79	(B)	171.062	106.547	7.72	79-81	
	81	(B)	163.603	104.526			
	277	(A)	163.419	110.915			
	198	(K)	172.759	111.319			
	99	(K)	172.849	109.227			
(ウ) 646-18-54-62	98	(K)	170.957	106.933	2.97	99-98	
	79	(B)	171.062	106.547			
	倍面積 面積		94.920729	47.4603545			47.46 ㎡
	198	(K)	172.759	111.319			
	99	(K)	172.849	110.915			
(ウ) 646-54-62	340	(A)	163.301	115.014	9.34	198-277	
	341	(K)	172.583	115.415			
	198	(K)	172.759	111.319			
	倍面積 面積		76.421980	38.2109900			38.21 ㎡
	341	(K)	172.583	115.415			
(ウ) 646-55-62	340	(A)	163.301	115.014	9.29	341-340	
	339	(A)	163.184	119.113			
	338	(K)	172.407	119.511			
	341	(K)	172.583	115.415			
	倍面積 面積		75.841291	37.9700465			37.97 ㎡
338	(K)	172.407	119.511				
(ウ) 646-56-62	339	(A)	163.184	119.113	9.23	338-339	
	30	(P)	163.149	120.330			
	336	(A)	163.090	123.213			
	337	(K)	172.231	123.607			
	338	(K)	172.407	119.511			
倍面積 面積		75.391694	37.6958470	37.69 ㎡			
(ウ) 646-57-62	337	(K)	172.231		123.607	9.14	337-336
	336	(A)	163.090		123.213		
	335	(A)	163.005	127.313			
	334	(K)	172.054	127.703			
	337	(K)	172.231	123.607			
倍面積 面積		74.645324	37.3228620	37.32 ㎡			
(ウ) 646-58-62	337	(K)	172.231		123.607	4.10	334-337
	336	(A)	163.090		123.213		
	335	(A)	163.005	127.313			
	334	(K)	172.054	127.703			
	337	(K)	172.231	123.607			

登記年月日：平成7年11月28日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年6月21日 大阪法務局東大阪支局

登記官

請求番号：14-2
(2/2)

A4版に縮小

地積測量図 (写)

5058067

地積測量図

地番 646-20.-54-62

土地の所在 東大阪市天下町6丁目

座標求積表

地番	NO	種別	X	Y	辺長	面積
646-58	334	(K)	172.064	127.703	9.05	334-335
	335	(A)	163.005	127.313	2.91	335-31
	31	(P)	162.945	130.223	1.19	31-332
	332	(A)	162.893	131.412	8.99	332-333
	333	(K)	171.878	131.799	4.10	333-334
	334	(K)	172.054	127.703	36.96	334-335
		倍面積	73.926223			
		面積	36.963115			
646-59	333	(K)	171.878	131.799	8.99	333-332
	332	(A)	162.893	131.412	4.10	332-331
	331	(A)	162.715	135.608	8.99	331-330
	330	(K)	171.702	135.895	4.10	330-333
	333	(K)	171.878	131.799	36.87	333-334
		倍面積	73.750310			
		面積	36.8751550			
646-60	330	(K)	171.702	135.895	8.99	330-331
	331	(A)	162.715	135.608	5.10	331-328
	328	(A)	162.493	140.603	8.99	328-329
	329	(K)	171.483	140.990	5.10	329-330
	330	(K)	171.702	135.895	45.88	330-329
		倍面積	91.763492			
		面積	45.8817410			
646-61	329	(K)	171.483	140.990	8.99	329-328
	328	(A)	162.493	140.603	5.10	328-327
	327	(A)	162.271	145.698	9.00	327-326
	326	(K)	171.264	146.085	5.10	326-329
	329	(K)	171.483	140.990	45.89	329-328
		倍面積	91.794052			
		面積	45.8970260			
646-62	328	(K)	171.264	146.085	8.00	328-327
	327	(A)	162.271	145.698	5.15	327-93
	93	(A)	162.047	150.843	7.00	93-101
	101	(K)	169.044	151.144	2.82	101-100
	100	(K)	171.128	149.232	3.15	100-326
	326	(K)	171.264	146.085	44.36	326-328
		倍面積	88.720032			
		面積	44.3600160			

作業者

申請人
平成7年11月24日作成

縮尺 1/

登記年月日：平成8年9月11日

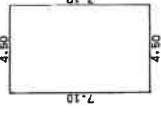
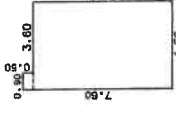
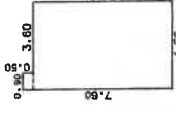
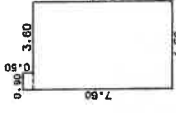
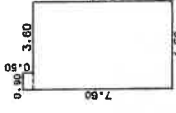
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年6月21日 大阪法務局東大阪支局

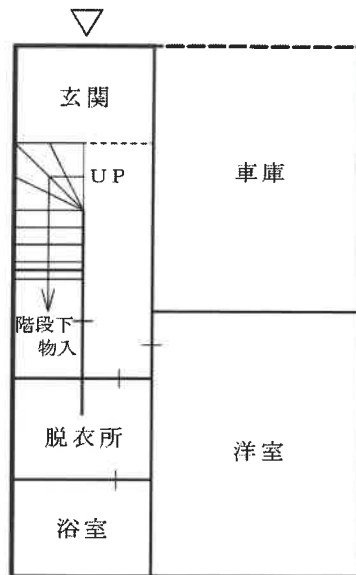
登記官

請求番号：14-3

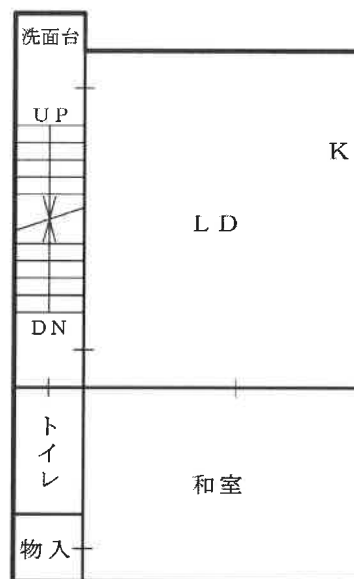
A4版に縮小

建物図面 (写)

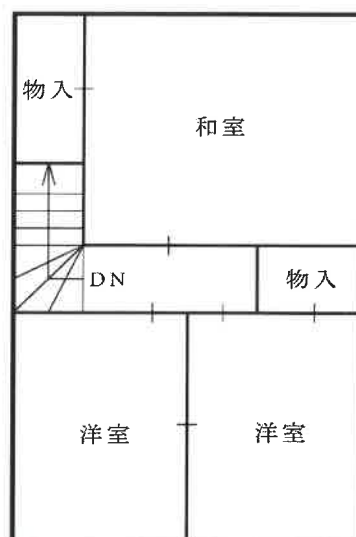
6082585 各階平面図		建物図面								
家屋番号	646番60	建物番号	646番60							
建物の所在	東大阪市日下町6丁目646番地60									
1, 3階同型										
求積表 <table border="1"><tr><td>7.10 x 4.50 = 31.9500</td></tr><tr><td>合計 31.9500</td></tr><tr><td>床面積 31.95 ㎡</td></tr></table>		7.10 x 4.50 = 31.9500	合計 31.9500	床面積 31.95 ㎡	求積表 <table border="1"><tr><td>0.50 x 0.90 = 0.4500</td></tr><tr><td>7.10 x 4.50 = 31.9500</td></tr><tr><td>合計 32.4000</td></tr><tr><td>床面積 32.40 ㎡</td></tr></table>		0.50 x 0.90 = 0.4500	7.10 x 4.50 = 31.9500	合計 32.4000	床面積 32.40 ㎡
7.10 x 4.50 = 31.9500										
合計 31.9500										
床面積 31.95 ㎡										
0.50 x 0.90 = 0.4500										
7.10 x 4.50 = 31.9500										
合計 32.4000										
床面積 32.40 ㎡										
2階										
製作者	縮尺 1/250									
申請人	縮尺 1/500									



1 階



2 階



3 階



間取図 (概略)